

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）

個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出等に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、行政機関等の保有する個人情報を加工して作成する匿名加工情報を民間事業者に提供するための仕組みを設けるほか、個人の権利利益の保護に資するための所要の改正を行う。

改正内容

- 行政機関、独立行政法人等における匿名加工情報制度の導入
 - ・ 民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、匿名加工情報（非識別加工情報）を作成・提供
 - ・ 個人の権利利益を侵害することにならないよう、民間事業者と行政機関等の双方に必要な規律を課す
- 匿名加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管

匿名加工情報の作成・提供の仕組み

民間事業者

- 不適格な者は除外
 - ・ 過去に禁固以上の刑に処せられ二年を経過しない者
 - ・ 過去に義務違反があり利用契約を解除され二年を経過しない者 等
- 提供を受けた場合（※）
 - ・ 識別行為の禁止
 - ・ 安全管理措置
 - ・ 契約内容の遵守
- 実費を勘案した手数料を納付
（※）提案者以外も提供を受けることが可能

提案

提案につき
審査
↓
利用契約
の締結

提供

行政機関等

- 提案しようとする者への情報提供
- 対象となる個人情報
 - ・ 個人情報ファイル簿が公表がされていること
 - ・ 情報公開請求があれば部分開示されること
 - ・ 行政運営に支障を生じないこと
- 提案についての審査
- 匿名加工情報の作成、公表
 - ・ 基準に基づく適正加工
 - ・ 個人情報ファイル簿への記載
- 苦情処理

官民を通じて一元的に所管

個人情報保護委員会

- 個人情報の定義の明確化（指紋データ、旅券番号等）、要配慮個人情報（人種、信条、病歴等）の取扱いを規定

施行期日

改正個人情報保護法の全面施行日（平成29年5月30日）と同時期を予定

行政機関非識別加工情報の作成、提供の流れ

Step1 行政機関非識別加工情報の提案対象となる個人情報ファイルの選定

Step2 民間事業者等からの提案の募集

Step3 提案の審査、提案者への通知及び契約の締結

Step4 行政機関非識別加工情報の作成及び提供の実施

行政機関

提案について審査

以下の要件に該当する個人情報ファイルについて、提案を募集 (第44条の4)

- 公表される個人情報ファイル簿に掲載されていること (第2条第9項第1号)
- 情報公開法に基づく開示請求があったとしたならば、
 - 保有個人情報の一部又は全部が開示されるものであること (第2条第9項第2号イ)
 - 意見書の提出の機会を与えること (第2条第9項第2号ロ)
- 事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障を生じるおそれのない範囲内で、加工基準に従い加工を行うことが可能であること (第2条第9項第3号)

上記要件に該当する個人情報ファイルについては、以下の事項を個人情報ファイル簿に記載 (第44条の3)

- 提案の募集をする個人情報ファイルである旨 (第44条の3第1項)
- 提案を受ける組織 (第44条の3第2項) 等

個人情報保護委員会

行政機関非識別加工情報等に関する監視・監督等 (個人情報保護法第61条)

所掌事務の処理状況の国会報告 (個人情報保護法第79条)

提案の募集

定期的に提案を募集 (第44条の4)

提案

提案は、以下の事項を記載した提案書等を提出 (第44条の5)

- 氏名、住所等
- 対象ファイル
- 本人の数
- 加工方法を特定するに足りる事項
- 利用目的、事業内容
- 事業の用に供しようとする期間
- 安全管理措置等

- 以下の要件について審査
- 欠格事由に該当しないこと
 - 希望する本人の数が対象ファイルの本人の数以下であること
 - 加工基準に適合すること
 - 事業が新産業の創出等に資すること
 - 事業の用に供しようとする期間が個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないこと
 - 安全管理措置等が適切であること等 (第44条の7)

意見書提出機会の付与

反対の意見書の提出者分を除いて取扱い

※ 意見書の提出の機会を与えるものを対象とする場合 (第44条の8)

通知

※ 基準に適合する場合

※ 基準に適合しない場合

契約の締結の申出ができる旨等を通知 (第44条の7第2項)

理由を付して基準に適合しない旨を通知 (第44条の7第3項)

契約の締結

契約を締結できる旨の通知を受けた者は、利用に関する契約を締結することができる (第44条の9)

手数料の納付

実費を勘案して政令で定める額を納付 (第44条の13)

作成

適正加工義務 (第44条の10)
行政機関非識別加工情報等の安全確保の措置 (第44条の15)
※ 受託者にも準用

提供

行政機関非識別加工情報を作成したときは、以下の事項を個人情報ファイル簿に記載

- 行政機関非識別加工情報の概要
- 提案を受ける組織
- 提案することができる期間 (第44条の11)

行政機関非識別加工情報取扱事業者

- 欠格事由は、以下のとおり。 (第44条の6)
- 未成年者等、
 - 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、
 - 禁錮以上の刑又は行政機関個人情報保護法等により刑に処せられてから2年を経過しない者
 - 契約を解除されてから2年を経過しない者、
 - 役員が①～④に該当する法人等

行政機関個人情報保護法関係 2 政令案の概要

行政機関個人情報保護法等改正法（平成28年5月に成立）の施行に伴い、行政機関個人情報保護法施行令その他関係政令の改正を行うとともに、必要な経過措置等を設ける。

行政機関個人情報保護法等改正法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案

○「個人識別符号」の定義（改正個人情報保護法施行令と同内容）

改正法において、個人情報の定義の明確化を図るため、その情報単体でも個人情報に該当することとした「個人識別符号」の具体的な内容を政令で規定。

- ① DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋を電子計算機の用に供するために変換した符号
- ② 旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号 等

○「要配慮個人情報」の定義（改正個人情報保護法施行令と同内容）

改正法において、人種、信条、病歴、犯罪の経歴等に該当する情報を「要配慮個人情報」と定義。その他の「要配慮個人情報」に該当する情報を政令で規定。

- ① 「病歴」に準ずるもの
心身の機能の障害、健康診断の結果、診療・調剤情報 等
- ② 「犯罪の経歴」に準ずるもの
刑事事件手続・少年保護事件手続を受けた事実

○行政機関非識別加工情報の利用に係る手数料

- ・ 21,000円（受付、審査、通知に要する事務費用）
- + 行政機関非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- +（作成を外部委託する場合は、）受託者に対して支払う額

行政機関個人情報保護法等改正法の施行期日を定める政令案

- 改正個人情報保護法の全面施行日（平成29年5月30日）と同時期を予定